

## 地方税財源の充実強化に関する決議

平成20年秋の世界的な金融危機以降、厳しい経済状況が続くなか、明年度においても、国・地方とも大幅な税収減が予想されている。

特に、地方交付税はこれまで三位一体改革等さまざまな名目の下、大幅な削減がなされてきた結果、現下の地方財政は未曾有の財政危機に直面しており、地域間の財政力格差も懸念されている。

都市自治体が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、都市税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、「地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに的確に応えられるようにする」との三党連立政権合意を踏まえ、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

#### 1 地方交付税の法定率引上げ等による必要額の確保

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を的確に反映することにより総額を増額するとともに、財源不足額については、法定率の引上げ等により必要額を確保すること。

#### 2 地方税源の充実強化

地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

### **3 子ども手当財源の全額国費負担**

子ども手当の財源については、全額を国費で負担することとし、地方への財政負担は求めないこと。

### **4 暫定税率廃止の場合の的確な財源措置**

自動車関係諸税の暫定税率については、代替財源を示すことなく安易な廃止を行わないこと。仮に暫定税率を廃止する場合には、的確な減収補てん措置を講じること。

以上、決議する。

平成21年11月18日

**全国市議会議長会**